

第 6 回 倉敷市教育委員会議事録			
1 開催期日	令和 6 年 4 月 1 8 日（木）		
2 開会及び閉会時刻	開会時刻 1 5 時 0 0 分 閉会時刻 1 5 時 4 8 分		
3 場所	教育委員室		
4 出席者	仁 科 康		
	江 原 雅 江		
	大 原 あかね		
	難 波 弘 志		
	沼 本 浩 彰		
5 会議に出席した事務局又は教育機関の職員の 職 氏名			
職 名	氏 名	職 名	氏 名
教育次長	早 瀬 徹	副参事	加 藤 圭 二
参 事	島 田 旭	次 長	湯 地 嘉 隆
参 事	松 尾 真 治	副参事	倉 本 英 明
部 長	根 岸 正 治	次 長	丸 野 善 嗣
参 事	渡 邊 直 樹	課長代理	武 内 栄 治
部 長	森 茂 治		
副参事	橋 本 忠 明		
副参事	石 部 圭 一		
6 教育長等の報告			

7	議題	議案第14号	倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について
		議案第15号	倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について
		議案第16号	倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について
		議案第17号	倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について
		議案第18号	倉敷市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について
8	議事の概要、質問した者の氏名及びその要旨並びに議決事項		
	別紙のとおり		
9	傍聴の状況		
	公開	傍聴人	1名
	議事録者氏名	武内栄治	
	議事録署名委員		
	教育長	仁科康	
	委員	江原雅江	

〈教育長〉ただいまから、教育委員会を開催いたします。ただいまのご出席は5名、会議は成立いたしました。まず、教育委員会議事録についてですが、今回は3月14日分につきまして、内容のご確認をお願いしておりました。

12ページにおいて、難波委員さまより、ご自身の「倉敷市連合医師会学童腎疾患対策委員会」、「通称、学腎対」に関するご発言部分について、字句の修正等のご連絡いただいております。発言主旨の変更は、ありません。

署名が必要な会議録原本は、当然ながら修正を反映しておきます。

それでは、改めまして。各委員の皆様におかれましては、それぞれ議事録の内容をご確認いただきましたでしょうか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉先ほどお知らせした修正も踏まえ、3月14日の議事録につきまして、承認することにご異議ございませんか。

〈各委員〉はい。

〈教育長〉ご異議ないようですので、3月14日の議事録を承認することとします。

前々回3月28日及び前回4月4日の会議録につきましては、恐れ入りますが、次回以降の会議の際にご確認いただくこととさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、「教育長の職務代理者」関する件です。教育委員の皆様には、毎年度、順番でお引き受けいただいているところです。

前回、会議開始前の場において、既に江原委員さまを職務代理者として紹介させていただいたところではありますが、本日は、「教育長の職務代理者に関する規則 第2条」に則り、教育委員会の会議の場において、令和6年度の

職務代理者の指名を行います。

では、改めまして。令和５年度の職務代理者・大原委員さまに代わりまして、令和６年度は、江原委員さまを職務代理者に指名させていただきます。江原委員さま、どうぞよろしくお願いいたします。

〈江原委員〉 よろしくお願ひします。

〈教 育 長〉 次です。ただいま、報告事項「事業委託契約の変更に係る専決処分の報告について」が提出されました。これを日程に追加し、報告事項とすることに、ご異議ございませんか。

〈各 委 員〉 はい。

〈教 育 長〉 ご異議ないものと認め、報告事項を１件追加いたします。

本日の傍聴者は１名です。傍聴者は倉敷市教育委員会傍聴人規則に従って傍聴してください。

それでは、審議に入ります。議案第１４号「倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について」のご説明を、島田参事、お願いいたします。

〈島田参事〉 議案第１４号「倉敷市教育委員会行政組織規則の改正について」ご説明いたします。資料の１ページをお開きください。この議案は、学校適正配置推進室を令和６年４月に新設したことに伴い、規定を整備するため規則の改正をお願いするものでございます。

３月２８日開催の教育委員会議におきまして、事務局に新組織を置くこと及びその事務分掌について、規則の一部改正をご承認いただいたところですが、設置に伴う職制として、室長代理及び室長補佐が必要なことから改正を行うものでございます。

新旧対照表を２ページに掲載しております。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく

お願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ただ今の内容に対してご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第14号につきまして可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第14号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第15号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

（島田参事）議案第15号「倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について」でございますが、「令和6年度倉敷市行政組織改正」により、教育委員会に2件の組織が新設されております。このことに伴いまして、職務権限規程の改正を行うものでございます。資料は、3ページ～9ページとなります。

新設組織の1件目は、学校適正配置推進室でございます。先ほどの議案第14号で承認をいただいたところですが、行政組織規則と併せて、その職務権限の規定を整備するものでございます。

主な改正内容でございますが、5ページから7ページの新旧対照表をご覧ください。新しく必要となった、室長代理及び室長補佐を加えるとともに、既設の人権教育推進室の室長との違いを明確化するものです。

次に2件目は、倉敷学校給食共同調理場ございまして、新たに職務権限を定めるものです。

この倉敷学校給食共同調理場につきましては、教育機関にあたりますので、8ページから9ページの別表第3の新旧対照表に記載をしておりますよう

に、職務権限について規定を整理するものでございます。

施行期日でございますが、「学校適正配置推進室」は公布の日からとし、「倉敷学校給食共同調理場」につきましては、施設の引渡し予定が令和6年6月末となるため、令和6年7月1日としています。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。教育委員会職務権限規程に関する改正なのですが、改正箇所が非常にたくさんありまして、分かりにくいこともあったと思うのですが、何かご質問等ございましたらよろしくお願いします。

〈沼本委員〉確認なのですが前回取り下げた議案は14号ですか15号ですか。前回多分取り下げたと思うんですけど、どちらなのかなという確認です。

〈島田参事〉取り下げを行いましたのは、職務権限規程の改正になりますので、本日で言いますと第15号です。

〈沼本委員〉前回、職務権限規程の改正を取り下げて、今回14号が15号の前に出てきているのは、前は2つ取り下げたわけではないですね。

〈島田参事〉前は倉敷市教育委員会職務権限規程の改正についてということで、お諮りするところですけども、その他にも関連する規定はございましたので、併せてご審議いただく必要があるということで、今回そのように議案を提出させていただきました。

〈沼本委員〉2つ14号と15号が出てきたという理解でよろしいですか。分かりました。

〈教育長〉他にございませんでしょうか。それではお諮りをさせていただきます。

議案第15号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第15号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第16号「倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式

等に関する規則の改正について」のご説明を、島田参事、お願いします。

〈島田参事〉 こちらも、学校適正配置推進室に関係するものでございます。

議案第16号「倉敷市教育委員会職員の職名および辞令式等に関する規則の改正について」ご説明いたします。資料の10～11ページをご覧ください。
この議案は、行政組織の改正及び地方公務員法第28条の2第1項の規定による降任について規定を整備するため、規則の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容といたしましては、学校適正配置推進室の新設に伴い必要となった、室長代理及び室長補佐を加えることに加え、地方公務員法の改正により導入された管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年に係る「辞令式」について、新たに「辞令式」の追加を行うものでございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

〈教育長〉 ありがとうございます。ご質問ございませんでしょうか。

それではお諮りします。議案第16号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉 はい。

〈教育長〉 ご異議ないようですので、議案第16号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第17号「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

〈根岸部長〉 資料は別閉じの当日配布資料の1ページをご覧ください。

議案第17号、「倉敷市奨学生選考委員会委員の委嘱について」、議決を求めるものでございます。次の2ページをご覧ください。

2ページに奨学生選考委員会委員の新旧対象表をお示ししています。2名の

方の役職異動に伴い、新たに2名の新任の委員の方々をお願いしております。

右3ページに新任委員を含めた委員一覧表を載せております。任期は、前任者の残り期間となる令和6年5月31日までとなっております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。ただいまの件でご質問ございませんでしょうか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それではお諮りします。議案第17号につきまして、可決することにご異議ございませんか。

〈各委員〉異議なし。

〈教育長〉ご異議ないようですので、議案第17号は、可決することに決定いたしました。続きまして、議案第18号「倉敷市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について」のご説明を、根岸部長、お願いします。

(根岸部長) 資料は元に戻りまして、配布資料の13ページをご覧ください。議案第18号「倉敷市特別支援教育支援委員会委員の委嘱について」議決を求めるものでございます。

14ページに、倉敷市特別支援教育支援委員会委員の新旧対照表をお示ししております。下に旧任の表がありますが、8名の方の退任を受けて、新たに8名の委員をお願いしております。

次の15ページには、新任委員も含めた委員の一覧表を載せております。24名の委員の方で委員会を構成し、任期は、令和5年5月1日から令和7年4月30日までの2年間となっております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

〈教育長〉ありがとうございました。ただ今の件でご質問等ございましたらお願いいたします。

〈各 委 員〉ありません。

〈教 育 長〉それではお諮りします。議案第 18 号につきまして、可決することにご異議
ございませんか。

〈各 委 員〉異議なし。

〈教 育 長〉ご異議ないようですので、議案第 18 号は、可決することに決定いたしました。次に、報告事項に移ります。

「（仮称）児島学校給食共同調理場の受配校の変更について」のご説明を、
渡邊参事お願いします。

〈渡邊参事〉「（仮称）児島学校給食共同調理場の受配校の変更について」説明いたします。教育委員会資料の 16 ページをお開きください。

「（仮称）児島学校給食共同調理場の受配校について」、下津井東小学校、
下津井西小学校及び下津井中学校を統合し、新たに「（仮称）下津井義務教育学校」を設置することにもない、このページの下段の表に掲げるように
変更いたします。

つきましては、下津井東小学校及び下津井西小学校に調理場については、受
配施設への改修を行わず、令和 8 年 3 月まで自校式、直営での調理業務を行
うとともに、下津井中学校については、義務教育学校への移行を前提とした
受配施設の整備を行います。

この頁の中段から下段まで 3 つの表を掲載しています。

上の表、受配予定 17 校の現在の調理場の形態を記載しており、第三福田小
から郷内中までの 16 校は、現在、自校式、直営となっており、福田中につ
いては、倉敷中央学校給食共同調理場の受配校となっております。

真ん中の表、（仮称）児島学校給食共同調理場の整備にあたり、募集要項を
公表した段階で、受配校への移行を予定した 17 校を示しております。現在

の契約上は、このよう形になっております。

下段の表、この度、義務教育学校を設置することにともない、下津井東小学校及び下津井西小学校については、受配校への移行を行わず、令和8年3月まで自校式、直営で調理業務を行うこととします。

これは、（仮称）児島学校給食共同調理場の稼働予定が、令和7年8月でございます。義務教育学校の設置が8年4月ですので令和7年度の2学期と3学期のためだけに受配校とするのはどうかということを内部で検討した結果、自校式、直営で調理業務をした方がよいだろうと判断をしましてこの様に変更するものでございます。この変更によりまして（仮称）児島学校給食共同調理場の受配校は、15校となります。

説明は以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。受配校の変更のことについてでございましたがご質問等ございましたらお願いいたします。

〈難波委員〉その理由がちょっと分かりにくいのは、受配校にすることで整備費が結構かかるからですかね。そうするよりは、整備をせずに、再来年の春までにこのまま自校式を続けておくという考えでよろしいでしょうか。

〈渡邊参事〉今現在、直営で運営をしていて、児島の調理場が整備される7年8月までもちろん直営で運営を継続します。義務教育学校ができるのが8年の4月ですので、2学期と3学期の取り扱いをどうするのかというのが課題になります。受配校にするということになりますと、受配校をするための調理場の整備が必要になります。整備費用が、かかります。それから運搬をするための車、道路事情が非常に狭いということもあって、専用の車を設けないといけないということで、2学期間だけ直営で運営した方が有利だろうと、そうしたことも考慮しました。あとは調理員さんの雇用のことであるとか、子どもたち

が、わずかな期間のために何回もシステムが変わるということも考慮いたしまして、この下津井東小学校と下津井西小学校については、最後まで直営の自校式を続ける方がいいだろうという総合的に判断して、このような毛決定にしたというところでございます。

〈難波委員〉よく分かりました。ありがとうございます。

〈教育長〉ありがとうございました。他にはございませんでしょうか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉それでは続きまして、特別企画展「倉敷市立自然史博物館秘蔵お宝展 第2弾」の開催についてのご説明を、森部長、お願いします。

〈森部長〉特別企画展「倉敷市立自然史博物館秘蔵お宝展 第2弾」の開催について、説明させていただきます。資料の17ページをご覧ください。また、案内用のポスターを配布させていただいておりますので、あわせてご覧ください。自然史博物館では、市民の皆様をはじめ多くの方にお越しいただき、自然史博物館により親しんでいただくことを目的として、特別企画展「倉敷市立自然史博物館秘蔵お宝展」を開催します。

このお宝展は、昨年、開館40周年の節目を記念して、100万点を超える収蔵品の中から、とりわけ貴重な資料を展示させていただき、大変好評をいただきました。

今回は第2弾となりますが、これまで紹介していない収蔵品や新たに寄付を受けたもの・学芸員等が収集したものなど、新着資料の中から、価値が高いもの、話題性のあるものを紹介します。

主な展示は、お手元の案内用のポスターに大きく掲載していますが、倉敷市内で捕獲された大型外来魚アリゲーターガーのはく製や当館初入手となるヒグマのはく製をはじめ、最近寄贈された未公開資料を中心に選りすぐりの

逸品を特別に展示します。

説明は、以上です。よろしくお願いします。

〈教育長〉ありがとうございました。自然史博物館のお宝展について何かご質問等ございませんか。

〈各委員〉ありません。

〈教育長〉続きまして、「事業委託契約の変更に係る専決処分の報告について」のご説明を、渡邊参事お願いします。

〈渡邊参事〉鑑についてある「業務」委託契約の変更というのと、資料の方は「事業」委託契約の変更となっております。誤謬がありますので、事業委託契約ということで統一をお願いしたいと思います。鑑の方が間違っております。失礼いたしました。

それでは、事業委託契約の変更に係る専決処分の報告について説明をいたします。倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業委託契約の変更について、地方自治法第18条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定により、議会へ報告するものです。契約の相手方につきましては、目黒建設株式会社を代表企業とする「倉敷市立大高小学校調理場・校舎整備事業コンソーシアム」です。専決処分の年月日は、令和6年3月18日、変更内容は契約金額の変更で、74,895,920円、割合でいうと4.09%の増額です。変更理由は、事業者募集の段階で示した仕様書に記載のない「アスベストや地中埋設物等」が発見されたため、これらの除去や処分に要する費用を追加したためです。なお、工期に変更はなく、当初の契約どおり令和6年3月31日に工事が完成しております。報告は以上です。

〈教育長〉ありがとうございました。何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

〈大原委員〉なんで仕様書に記載がなかったのですか。

〈渡邊参事〉仕様書を作成した段階ではアスベストがあるということがまだ分からなかったためです。工事を解体してみて、部材を検査してみて、初めてアスベストの『ある、なし』が分かったりするということがありますので、アスベストについては業者発注した段階ではわからなかったということです。

それから、地中埋設物、これは幼稚園の校舎を解体したのですが、そのところを掘削してみたところ、地中に埋設している配管とかいろんなものが出てきまして、これを移設する必要が生じたということです。そのようなものが、最初の仕様書の段階では分からなかった部分がありますので、ここを変更契約をさせていただいたものです。

〈大原委員〉小学校の建物のことですよね。そこでアスベストが使われていたかどうかは分からなかったというのは、使われていないはずのところに使われていたのですか。

〈渡邊参事〉アスベストの有無ですが、表面に明らかにあるというのは、目視とかで検査は全て済ませていて、『ある、ない』というのは、はっきりと分かっているのですが、隠れたところといいますか、そこにアスベストがあるというケースがございまして、解体してみて初めて分かるというようなことが生じますので、残念ながらこのような変更せざるを得なかったということでございます。

〈大原委員〉何度もすみません。ということは、校舎を作る時にアスベストを使ったかどうかという記録がなく、今、実際あるものを目視で確認するしか方法がないという理解で間違いないですか。

〈渡邊参事〉昭和の時代に建てていますので、まだそういう発想がなかった時です。どういう部材が使われているのか分からないということが結構あります。目視とかで検査できるものについては、すぐに分かるのです。それから、きちんと

記録が残っていて、明らかにアスベストを使った部材を使っているということであれば、すぐに分かるんですけど、中には新たにこれをアスベストに指定したとか、そういう部材もあって、物を一つ一つ取って検査をしてみて初めて分かるということもございます。それからもう一つ、念のために付け加えておきますけれど、別にアスベストが飛散をするような状況ではありません。アスベストが入っている部材が使われているからと言って、直ちに危険があるという状態を放置していたという訳ではありませんので、解体するときに適切に処分する必要があるということで、その費用をみたものでございます。

〈大原委員〉言葉尻を捕らえるつもりはないのですが、当時アスベストが危険かどうか分からない、どこに入っているか記録がされていない。けれど、飛散することはないというのは、どうしてなのですか。つまり、危険だと思うから飛散することがないようにきちんと養生をするなら分かります。でも、危険かどうか分からない状況で置いていた場合、それが危険でない状況できちんとされている記録がないのにそれが分かるのかが、どうしてかが分からない。

〈石部副参事〉教育施設課長兼務の石部です。アスベストというものは、昔はいろいろなものに含まれておりました。これは断熱性であるとか、もしくは耐火性能の向上等の関係でいろいろなものに混ざっていて、廃棄処分の問題など、いろいろアスベストが体に害を及ぼす可能性が高いよというのが徐々に分かってきて、法律による規制が段階的に厳しくなってきました。

その過程の中で、メーカーさんも「実は入っているとは思いますが、入っているかどうか正確には分からない」というものが、かなりの数あります。当初は吹付けアスベスト、いわゆる断熱材に含まれていたもので、それが先ず規制がかかりました。それについては、今、渡邊の方から申し上げたとおり、目

視である程度分かります。それ以外にもスレートであるとか、要するに固めてあるものの中に含まれているものがあって、これも三段階に分けて分類が設定されているのですが、それも段階的に対象になっています。もちろん通常であれば飛散する恐れはないのですが、解体の時にはそれなりの配慮、例えば水をまいて飛散をしないような状態で撤去するであるとかいうことが出てきます。

その次に、今度は塗装材です。吹付の際の塗装材も通常であれば飛散しないのですが、これも解体して崩すときに飛散の恐れがあるというのがございます。こういったものは、特別な方法で養生をして、解体中に飛散をしないような配慮をして撤去する必要があります。それらにつきましては、一番最近の法改正が数年前に行われたのですが、解体工事前にもう一回改めて工事業業者の方でチェックをするというような法律改正がありました。ものによっては、事業開始時に事前に発注者の方で分析調査をすることもあるのですけれども、今回の事業に関しましては、調査も全部ひっくるめた上で受託者が受注後に調査をして解体するようなたてりで発注しておりました。その関係で、受注後に調査をした結果、一部の材料に通常の状態であれば飛散の恐れはないんですけども、解体時に飛散の恐れがあるということで、養生シートであるとか、特殊な方法で撤去するための上乘せの解体費用を追加計上したという次第でございます。以上です。

〈大原委員〉 ご説明ありがとうございます。今回の工事でアスベストがあると分かった段階で危険がないようにやったださっているのは理解できました。

私が心配なのは、今残っている校舎の中でどこにアスベストが使われているのか分からず、当時危険だと思っていなくて、きちんと養生されていない、見えないアスベストがあるのではないかとということです。そこに関しては、

どうですか。

〈石部副参事〉今、行っている改修工事にきましては、前年度に可能な限りアスベストの分析業者に調査発注しております。具体的に一番多いのは、外壁改修の下地処理にアスベストが使われている可能性です。それ以外にも、仕上げの材料であるとか、これは解体後でしか分からないのですが、配管部の接続部分の断熱材、もしくは接続のパッキンの中にも含まれていることがあります。配管工事に関しましては、これは通常の解体でも飛散する恐れはありませんので、特に、解体時に適切に対応すればいいんですけれども、外壁改修を伴う場合には、どうしても撤去方法が変わってきます。

通常のケレンといって、弱っている塗装材料を削り取らなくてはいけないのですが、その方法を例えば、薬剤で剥離するのか、サンダーなどの道具で物理的に削り取るとかということを設計時に考えないと、工事費が随分と変わってくるものです。また適正工期も変わってきますので、前年度に調査する形にしております。従来から吹付の断熱材であるとか、目視で分かる部分は、かなり以前に一度か二度、集中的に調査を行った時期がありまして、おおよそ分かっております。それについては対処済みなのですけれども、例えば、たまたま点検口がない、昔、煙突があった部分であるとかというものについては、調査イコール解体を伴うということなので、調査ができていないのです。通常は閉鎖していて、解体しないと調査ができないものについては、そういう工事が入る直前で、調査をやるような形にして、調査をした後には飛散のない状態に戻して、仮保存するという対応をしております。以上です。

〈大原委員〉ごめんなさい。もう一度教えてください。この状況は、この学校において目視では分からないところで、記録にも残っていない部分が、実際解体している時にありました。それを見たところ、飛散の状況のない形できちんとされ

ていたので、解体の時に飛散しないように手立てをすればよかった。それはこの状況だからです。ただ、当時危険だということが分からなかったものの場合、他の校舎で見えない場所にこういうアスベストが使われている可能性があるのかないのかについてはどうですか。

〈石部副参事〉可能性はございます。ただ基本的には、封じ込めとって、これは実際に労働基準監督署で認められている考え方ですけれども、飛散のない状態で封じ込めているものについては、何か工事をしない限りは、特に問題ないという判断を下しております。これは学校教育ではないのですけれども、例えば、劣化が進んで煙突なんかで調べるのは難しいですが、どうしても封じ込められてない可能性があるものについては、独自に飛散調査を測定でしておりますので、実際問題としてアスベストによる健康被害は、現場ではないというふうに認識しております。

〈大原委員〉何度も聞いて申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

〈教育長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

〈難波委員〉アスベストの説明をありがとうございました。僕も心配になったのは、どこで見つかったのか、本当に飛散する状況ではなかったのかということでしたが、今の説明でよく分かりました。これはかなり昔のことですね。その時の状況まで分からなかった部分があると思います。アスベストに関しては、問題になった頃はかなり調査されたのだと思うのですが、同じ時代に作られた他の学校でも問題はないのかということ。やはり、なかなかアスベスト健康被害というのは長期になって見つかる、注意しても難しい病気ですから、ぜひこういうことで見つかったのもう一度再確認はしていただきたいというのが私の思いです。同じ時代に作られた建物についても、できれば同様に確認していただければと思います。

〈教育長〉ありがとうございました。他にございませんでしょうか。以上で、予定して
いました議題はすべて終了しましたが、事務局から他に何かございましたら
お願いします。

〈松尾参事〉前回の教育委員会で、大原委員さんからご質問をいただいた件につきまして
説明をさせていただきます。

それでは資料の方を配らせていただきます。令和6年度教育行政重点施策

（案）その中の主要事業 基本施策①の評価指標「日々の生活の中で、身の
回りの人権が大切にされていると思う人の割合」について、市が調査した実
績値が51.7%、市が設定した目標値が60.0%というのは、どちらも
低いと感じるが、他の市町村でもこのような値になるのか。せめて中核市の
様子だけでも知りたい。」というご質問をいただきました。

このことにつきまして、いくつかの中核市における市民アンケート結果を確
認いたしましたが、設問自体が本市と全く同じというものがありませんでし
たので、類似した設問を対象といたしました。

資料1をご覧ください。その結果、肯定的回答の割合が、本市より低い市が
多く、本市の市民アンケート結果が極端に低いとは言い切れない状況である
ことが分かりました。

また裏面、資料2をご覧ください。質問にはなかったのですが、参考までに
本市における経年変化を見てみました。平成23年度から令和4年度にかけ
て、増減を繰り返しながら、肯定的割合が徐々に高くなっています。平成2
3年度は46.8%、令和4年度が51.7%となっております。

続けて資料3をご覧ください。令和4年度の結果について、年代別内訳を見
ると、16～19歳の肯定的回答の割合が、85.7%と突出しており、若
い世代への人権教育・啓発の成果が表れているとの見方もできます。

以上のことから、本市における「人権が大切にされていると思う人の割合」や目標値について、必ずしも低いとは言えないと考えております。長いスパンで考えると、数値が微増していること、また、若年層の数値が高いことなどから、人権教育・啓発の成果も伺えます。もちろんそのことは端的に言い切れることではありませんし、満足してはいけないことだと思っております。否定的回答や「わからない」と回答する割合が5割近いことを考えると、引き続き粘り強く、人権教育・啓発を着実に進めていく必要があると考えております。以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。

〈大原委員〉中核市って全部でいくつくらいあるんですか。

〈松尾参事〉62市あるのですが、必ずしもこのような類似した設問も全ての市が市民アンケートでしている訳ではないので、抽出した結果が大体14～5くらいになっております。大阪府が多かったということもありましたので、近似した値となる大阪府内の市をいくつか、ここには載せていません。ですが、そんなに多くの市が、同様の市民アンケートの設問をしているわけではありませんでした。

〈大原委員〉14～5取ったなかで10市がここにある。それ以外は、どうでしょう。

〈松尾参事〉14～5の市というのが、このような類似した設問を設定していた市だったのですが、その中から地域性を考えて、大阪府が多かったことと、大阪府の中で類似した値となっているところを少しカットはしているのですが、62市の中で同様の設問をしているところ自体が少なかったということでした。

〈大原委員〉私が聞きたかったのは、つまり、この同様の質問をしている市の中では倉敷市が1番ということなのか、倉敷よりもいい成績のあるところもあるけど、今回はそれよりも低いところが基本的に載っているのか、どちらですか。

〈松尾参事〉 この抽出した中では倉敷市より高い値だったのが、豊中市です。それ以外は類似した設問という前提ではありますが、豊中市以外は、倉敷市より低い市ということになります。

〈大原委員〉 ありがとうございます。他の中核市はこれだけ低いのは非常に驚きました。丁寧に調べてくださってありがとうございます。でも今おっしゃったように、半分以上しか人権が守られているとは思えない日本なのかというのは、非常に残念ですし、だからこれをどう変えていくかというのは、まさに教育委員会として、全国規模で考えるべきことだと思っています。倉敷市だけが良ければいいのではなく、世の中の人たちが暮らし良くなるようにぜひ皆様ご協力ください。ありがとうございました。

〈教育長〉 ありがとうございました。この件についてよろしいですか。

他に事務局の方から何かございませんか。

〈早瀬教育次長〉 今の人権の報告については、大原委員さんがおっしゃられるように、これは倉敷市総合計画の中でも50%としているところで、教育委員会だけではなく、市民全体の「市」としての取り組みの中のことです。大人、シニア層を含めてですけれども、若年層から次第に人権が守られていないと感じている、年齢によってどんどん変わっているようです。私は、前回アンケートの個別の回答を見ました。市民の方を3,000人ほど抽出して実施されています。そうすると、やはり、いろいろな場面の中で、人権が守られていない、今の社会が不合理だと感じていらっしゃる、そういった方が非常に多いということが見えてきます。

では、一つ一つの不満に対してどういうふうに社会のシステムを変えていくのか。行政でできるところ、行政だけではできないところをやはり官民と合わせて、地域づくりの中でやっていく。中学校区では人権学習ということを

公民館を中心にしてやっておりますが、やはり、それをもう少し具現化して、もつともつと社会の中で、この数値が上がってくるように、大原委員さんが言われたように取り組んでいく。これは教育委員会のことだけではない話だと感じております。

それから、今日は、職務権限や職名の改正ばかりで非常に分かりにくかったのですが、4月から小中学校の適正配置の専門の室を専任の職員4名と兼任の職員7名でスタートしております。既に市で発表しております下津井地区の義務教育学校の設置に向けて、あと2年しかございません。そういった中で、教育委員会の中で地元の皆さんとの意見交換を含めながら進めていくということです。

それから学校給食につきましては、組織の体制は4月で変更しておりますが、この7月から新しく山陽ハイツ跡地に学校給食共同調理場ができます。児島地区には来年度できるという形です。これは基本方針に沿いまして、給食調理場の集約化を進めていくということです。学校側の受配施設とともに整備を進めていくというふうにしております。それに伴った規則の改正をお願いしたところです。

引き続き予定どおり計画が進むようにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上でございます。

〈教育長〉ありがとうございました。他に事務局の方から何かございませんか。

〈事務局〉ありません。

〈教育長〉それでは委員の皆様方の方から何かございましたらお願いいたします。

特にはございませんか。

本日はご多忙の中お集まりいただき、ありがとうございました。昨年度末は総合教育会議あるいは表彰式などのため、新年度は人事異動もあり、節目と

いうことで、教育委員室にお集まりいただいての開催が続きました。

今後は、これまで申し合わせをしていたとおり、「委員会の開催は原則として Web 会議にて実施」と考えております。それでも、全て Web 会議とはいかないこともあるかもしれません。その場合は、お集まりいただいての開催も検討したいと考えていますので、引き続きよろしくお願いします。

それでは、これをもちまして教育委員会は閉会とします。ありがとうございました。